平成２１年（フ）第４６９号
川崎市麻生区高石５丁目14番５号、開始決定時の住所川崎市多摩区南生田２丁目16番36号
破産者　篠崎　涼子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
新潟市南区大通１丁目４番３号
破産者　高橋　秀晃
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７１号
新潟市中央区鳥屋野２丁目11番16号　古木工業ビル606号
破産者　廣田　浩二
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８７号
石川県金沢市鈴見台５丁目２番20号、従前の住所石川県白山市宮永市町638番地３
破産者　岩木　　毅
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１０号
石川県河北郡津幡町字中須加に70番地　センチュリー103号、破産開始決定時の住所石川県河北郡津幡町字東荒屋ソ４番地35
破産者　坂　　秀昭
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１５４号
長野市青木島町大塚1555番地７、開始決定時の住所長野県飯山市南町12番地４
破産者　清水　和正
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
長野市大岡乙269番地１号地
破産者　山﨑　辰子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
長野県安曇野市穂高柏原1132番地10
破産者　青木　良広
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１１３号
名古屋市北区上飯田西町３丁目33番地の３　サンハイツ睦203号
破産者　梅本　　洋
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７６号
愛知県春日井市柏原町５丁目138番地、開始決定時の住所愛知県春日井市東野町西２丁目12番地11
破産者　長谷部澄夫
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９５号
名古屋市昭和区石仏町１丁目16番地　カーサ御器所107号、住民票上の住所愛知県名古屋市瑞穂区十六町１丁目１番地　うぐいす荘103号
破産者　まつや不動産ことオーアンドエムエステートこと　欄　　勉
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５８号
名古屋市西区八筋町418番地の１　第２シャトープレドパーク501号
破産者　臼田　隆博
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５９号
名古屋市西区八筋町418番地の１　第２シャトープレドパーク501号
破産者　臼田　智美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９３号
大阪市北区長柄西１丁目３番20―701号
破産者　中島　　健
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４９号
愛知県日進市赤池５丁目1708　ガーデンコート平針303号室、住民票上の住所名古屋市天白区福池２丁目324番地　ライオンズマンション野並703号
破産者　堀口有紀子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１９２号
名古屋市南区元塩町１丁目36番地の３　ホワイトキャッスル南ケ丘Ａ棟101号
破産者　間瀬　政之
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０４号
愛知県日進市米野木町南山355番地21
破産者　犬塚真由美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２３７号
大阪府大東市北条１丁目６番22号
破産者　野口鍼灸治療院こと　野口　伸行
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部